

教育委員会（校園）ワークライフバランス支援員（会計年度任用職員）要綱

1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会（校園）ワークライフバランス支援員（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

（1）会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

- ・ 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- ・ 1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

- (a) 午前8時00分～午後5時00分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (b) 午前8時00分～午後5時00分の間で6時間（休憩時間45分）
- (c) 午前12時45分～午後9時15分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (d) 午前12時45分～午後9時15分の間で6時間（休憩時間45分）
- (e) 午前10時00分～午後6時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (f) 午前10時00分～午後6時30分の間で6時間（休憩時間45分）

「休憩時間」

45分

- (a), (b), (e), (f) 午前11時～午後2時までの間で勤務先の学校の定める時間
- (c), (d) 午後2時～午後5時15分までの間で勤務先の学校の定める時間

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。